

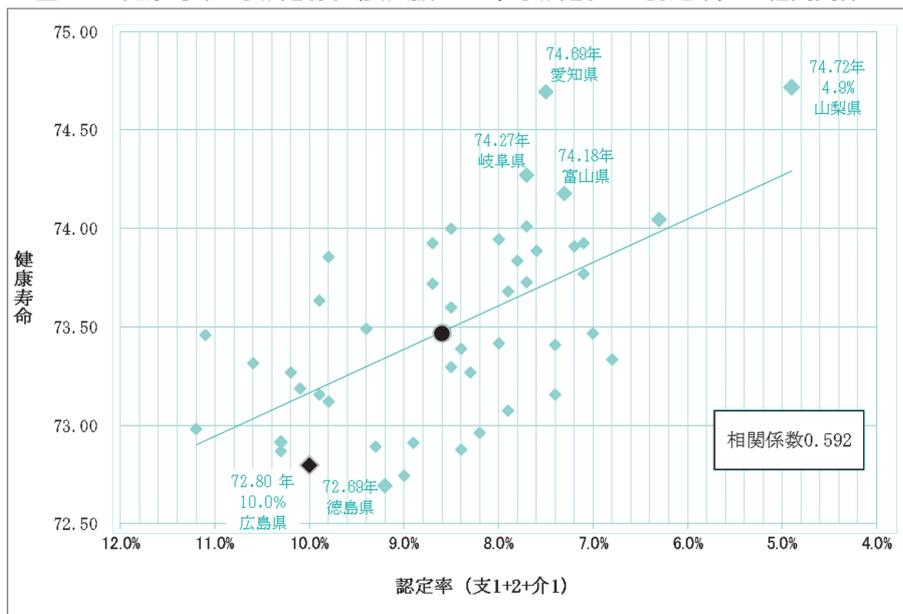
第2章 人生100年時代 健やかに生きがいを持って暮らす

- 1 健康づくり，介護予防
- 2 高齢者の「欲張りなライフスタイル」を応援する環境づくり
 - 2-1 社会参画の促進
 - 2-2 就労機会の拡充
 - 2-3 生きがい活動の促進
- 3 高齢者にやさしい環境づくり

1 健康づくり, 介護予防

平成 28 (2016) 年の本県の健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均) は, 男性 71.97 年 (全国 27 位), 女性 73.62 年 (全国 46 位) と全国順位では低位となっています。今後, 更なる延伸に向けて, 運動や食事等の生活習慣の改善など健康を維持する行動を身につける取組により, 若い時期から生涯を通じた健康の大切さとリスクへの意識を高めるとともに, 健康寿命と要支援 1・2, 要介護 1 の認定率には相関関係があることから, この認定率を下げるために介護予防を推進していきます。

図 11 健康寿命と要介護度 (要支援 1・2, 要介護 1 の認定率) の相関関係



※出典：健康寿命：厚生労働科学研究費補助金研究報告書により「日常生活に制限のない期間の平均」(H28 (2016) 年の推定値) の男女平均を算出 (熊本県は調査データなし) (H30 (2018) 年 3 月)
認定率：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(H29 (2017) 年 5 月)

(1) 健康づくりの推進

人生 100 年時代を迎える中, できるだけ長く健康を保持し, 充実した高齢期となるよう, 健康寿命の延伸に向けた県民の主体的な健康づくりを支援するとともに, 特定健康診査やがん検診を受診しやすい環境づくりを進め, がんなどの疾病の早期発見・早期治療を推進していきます。

現状

<健康づくり>

- 県健康増進計画である「健康ひろしま 2 1 (第 2 次)」に基づき, 健康寿命の延伸を総括目標に, 様々な健康指標を設定し, 関係機関・団体等で役割を分担して普及啓発や環境整備に取り組むとともに, 市町においても, それぞれ健康増進計画に基づき生活習慣病予防等の健康づくりを推進しています。
- 県民の主体的な健康づくりを支援するため, 県をはじめとした県民の健康に関わる団体等で構成する「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」において, 運動や食育, 栄養改善などを推進する「ひろしま健康づくり県民運動」を展開し, 県民に対する健康対策分野の情報を分かりやすく発信しています。

- 市町において、壮年期からの健康づくりと脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防のための健康増進事業として、①健康手帳の配布、②健康教育、③健康相談、④訪問指導、⑤がん、肝炎ウイルス、骨粗しょう症、歯周病の各種検診等、⑥総合的な保健推進事業を実施しています。

<がんなどの疾病の早期発見・早期治療>

- 医療保険者（市町国民健康保険、健康保険組合、全国健康保険協会等）が40～74歳の加入者を対象に、生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導を実施しており、75歳以上の加入者に対しては、後期高齢者医療制度により、市町で構成する県後期高齢者医療広域連合が生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした健康診査を実施しています。
- 特定健康診査・特定保健指導では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の該当者・予備群を早期に発見し、生活習慣の改善が必要な人に対して、運動習慣や食事を改善するために医師、保健師、管理栄養士などの専門職が支援しています。
- がん検診については、厚生労働省が「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、5種類のがん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん）を推奨しており、全市町で実施しています。
- がんなどの疾病の早期発見・早期治療に向け、特定健康診査実施率やがん検診受診率の向上対策を市町や医療保険者等と連携して実施しています。
- 市町が行うがん検診の個別の受診勧奨を支援し、効果的な勧奨方法の普及に取り組むとともに、職域におけるがん検診を拡充するため、事業所の個別訪問活動を実施しています。
- 「がん検診啓発特使」を活用したキャンペーン等により、がん検診の認知度は80%以上を維持していますが、実際の受診行動につながっておらず、市町国民健康保険加入者や健康保険組合等被扶養者の受診率が低迷しています。
- 平成28(2016)年に、県、県医師会、県医師会糖尿病対策推進会議の3者で連携協定を締結し、「広島県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定するとともに、県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）が市町国民健康保険を取りまとめて保健指導サービス事業者と一括契約を行う仕組みの構築などにより、糖尿病性腎症重症化予防の取組が全市町国民健康保険で実施され、その他の医療保険者にも広がりつつあります。

課題

<健康づくり>

- 平成29(2017)年度県民健康意識調査によると、65歳以上の高齢者で運動習慣のある人の割合は、男性35.7%、女性26.9%であり、ウォーキングなど日常的な運動を一層普及し、健康の維持や運動習慣の定着などを図る必要があります。
- また、生涯にわたって健康を維持していくためには、若い時期からの健康管理が重要ですが、30代、40代で継続して運動をしている人の割合は20%前後と他の年代と比べて低くなっています。
- 高齢期には、老化に伴う身体機能の低下により、低栄養状態を引き起こしやすく、疾病を誘発するなど様々な健康問題が生じるため、老化の進行を緩やかにするために栄養・食生活の改善が必要となります。
- 近年、従業員の健康を重視した「健康経営」への取組が進みつつありますが、県内従業員の約8割を占める中小企業では、十分な取組が展開されている状況にありません。

<がんなどの疾病の早期発見・早期治療>

- 特定健康診査実施率は、平成30(2018)年度50.1%で全国36位と低位となっています。また、がん検診受診率は、令和元(2019)年国民生活基礎調査によると、全ての部位で全国平均を下回っており、がんなどの疾病の早期発見・早期治療の重要性に対する理解が十分に浸透していないため、より一層の健診（検診）制度の周知や受診勧奨が必要です。
- 高齢者は、身体状況、日常生活能力、運動能力等が異なっている場合が多いため、一律に保健指導を行うのではなく、個々の生活習慣に合わせた保健指導が必要です。

- 糖尿病性腎症重症化予防の取組を市町国民健康保険以外の医療保険者にも広げるとともに、保健指導への参加率や検査データの収集率を向上させるなど、取組の質を高めていく必要があります。
- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）による改正後の介護保険法等に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する必要があります。

今後の取組

<健康づくり>

- 「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」の活動などを通じて、日常的な健康づくり活動や各地域でのウォーキング大会、健康づくりイベントの定着を図るなど、高齢者が身近な地域で運動を継続しやすい環境づくりを推進します。
- 各市町の実情や多様な住民ニーズを踏まえながら、県内全体での高齢者の健康づくりの均てん化を推進するための支援を行います。
- 身近な場所で手軽な健康チェックを行い、自らの健康状態を知らせ、運動や食事等の生活習慣の改善や適切な医療につなげる取組など、健康データなどを活用した健康づくりを推進します。
- 元気な高齢者を増やすため、県食生活改善推進員協議会等と連携し、低栄養の予防など望ましい栄養や食生活を実践するための支援を行っていきます。
- 市町が健康増進事業を効果的に実施できるよう助言します。
- 経営者等を対象としたセミナーの開催や従業員の健康づくりに特に積極的に取り組む中小企業への表彰制度などにより、「健康経営」の考え方を広く浸透させ実践企業を拡大していくとともに、企業と連携して健康づくりに向けた情報発信や健康づくりイベントの開催などに取り組んでいきます。

<がんなどの疾病の早期発見・早期治療>

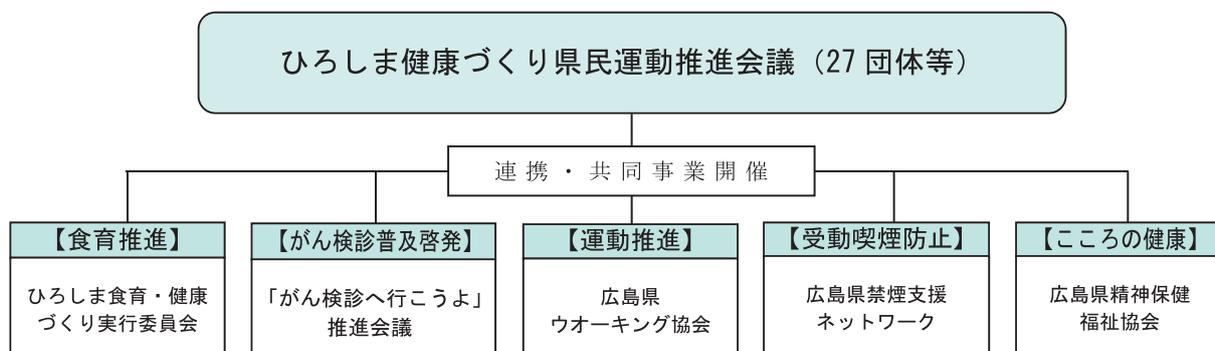
- がんや糖尿病などの疾病の早期発見・早期治療の重要性に対する理解を促進するとともに、市町や医療保険者等とも連携し、健診（検診）の案内や予約をサポートする仕組みづくり等、健診（検診）を受診しやすい環境の整備を推進します。
- 中小企業への個別訪問活動を強化するとともに、「健康経営」に関心のある企業への働きかけにより、職場のがん検診の拡大を推進するなど、医療保険者や企業とも連携して健診（検診）の受診を促進します。
- AI（人工知能）を活用して、診療報酬明細書や健診情報等のデータをもとに、対象者のタイプに応じた健診（検診）の受診の働きかけを行うなど、個別受診勧奨を強化します。
- 診療報酬明細書や健診情報等のデータを活用して対象者を抽出し、メタボリックシンドロームの該当者・予備群、糖尿病性腎症の重症化による透析導入患者の減少を目指して、個人の生活習慣に合わせたきめ細かな保健指導を行います。
- 糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施を各医療保険者に働きかけていくとともに、より効果的な取組となるよう、保健指導対象者への参加勧奨などの優良事例の共有や、取組の効果検証に基づいた見直しを行っていきます。
- 診療報酬明細書や健診情報等のデータを活用した疾病の重症化を予防する取組を糖尿病以外の疾病へも展開するよう、働きかけを行っていきます。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することとし、具体的には、市町などの支援機関と連携して、住民運営の「通いの場」において、運動機能の維持・向上のための体操に加え、生活習慣病等の重症化予防などに取り組み、適切に必要な医療サービス等につなげます。

表 2 広島県のがん検診受診率（過去 1 年以内（子宮がん・乳がんは過去 2 年以内）の受診状況）

種 別	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
受診率	41.3%	45.9%	41.0%	43.6%	43.9%

※出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」(R2 (2020) 年 7 月)

図 12 ひろしま健康づくり県民運動推進会議



※出典：県資料

〔達成目標〕

No	区分	指 標	年 度	R 元 (2019) 現状	R5 (2023) 中期目標	R7 (2025) 長期目標
1	O	健康寿命の延伸		男性 71.97 年 女性 73.62 年 (H28 年)	全国平均を上回り、 平均寿命の伸び以 上に延伸	全国平均を上回り、 平均寿命の伸び以 上に延伸
2	P	特定健康診査実施率		50.1% (H30 年度)	70% 以上	70% 以上
3	P	がん検診受診率		胃：41.3% 肺：45.9% 大腸：41.0% 子宮：43.6% 乳：43.9%	全て 50% 以上 (R4 年度)	全て 50% 以上
4	O	メタボリックシンドロームの該当者 及び予備群 (H20 年比)		9.5% 減少 (H29 年度)	25% 減少	25% 以上減少
5	O	糖尿病性腎症による新規透析導入患 者数 (H27 年比)		0.3% 増加 (H30 年度)	10% 減少	10% 以上減少

S：ストラクチャー指標，P：プロセス・アウトプット指標，O：アウトカム指標

〔出典〕

- 1：健康寿命：厚生労働科学研究費補助金研究報告書（熊本県は調査データなし）(H30 (2018) 年 3 月)
認定率：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(H29 (2017) 年 5 月)
- 2：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」(R2 (2020) 年 12 月)
- 3：厚生労働省「国民生活基礎調査」(R2 (2020) 年 7 月)
- 4：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」(R 元(2019) 年 12 月), 医療費適正化計画に係る資料(R2 (2020) 年 3 月)
- 5：日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現況」(R2 (2020) 年 3 月)

(2) 介護予防の推進

地域住民が身近な場所で、自主的に介護予防につながる取組を行う場を充実させ、誰もが介護予防に取り組み、生きがいを持って生活できる地域づくりを推進していきます。

現状

- 全市町において、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、様々なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等を効果的かつ効率的に支援することを目的とした介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。
- 高齢者人口の1割以上が住民運営の「通いの場」に参加することを目標に地域づくりを進めていますが、県内の高齢者人口に占める「通いの場」への参加者の割合は、令和元（2019）年度が4.4%に留まっています。

課題

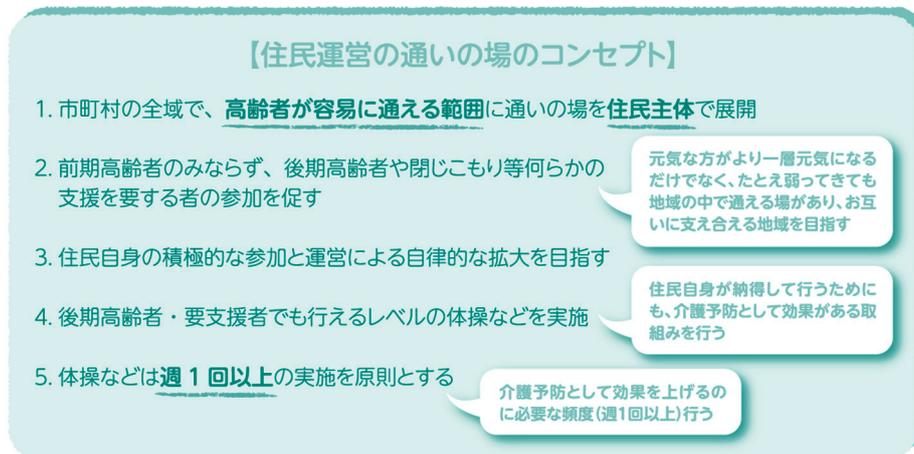
- 住民が自主的に介護予防に取り組んでいる地域や団体等、地域の実情を十分に把握し、機能回復訓練等によるアプローチだけでなく、高齢者の生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる地域づくりを推進していく必要があります。
- 高齢者は、加齢に伴い日常生活に影響が生じ、自立度が低下していくパターンが多いことから、この「加齢衰弱」をできるだけ緩やかにしていくことが必要です。
- 介護予防の必要性について、高齢者の理解を促進するとともに、介護予防に参加しやすい環境づくりや、住民が主体となって介護予防に取り組む「通いの場」の拡充が必要です。
- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）による改正後の介護保険法等に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新しい生活様式」を踏まえて、介護予防を推進していく必要があります。
- 要支援者等の日常生活における課題の解決や状態の改善を行い、自立を促すためには、地域ケア会議を活用し、多職種からの専門的な助言を得る必要があります。

今後の取組

- 市町が社会福祉協議会（以下「社協」という。）や住民団体、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）などと協力しながら、地域で介護予防の取組を行うために必要な情報提供等を行います。
- 地域においてリハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、自立支援に資する取組を推進することで、要介護状態等になっても、生きがいを持って生活できる地域の実現に向け、取り組みます。
- 「加齢衰弱」をできるだけ緩やかにするために、「運動・食・集い」を軸とした介護予防を推進します。
- 住民運営の「通いの場」の立ち上げや継続を支援する地域リハビリテーションサポートセンターの増加やリハビリテーション専門職等の育成、県アドバイザーの活用などにより、「通いの場」の設置数、参加者数を増加していきます。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することとし、具体的には、地域リハビリテーション広域支援センターや市町などの支援機関と連携して、住民運営の「通いの場」において、運動機能の維持・向上のための体操に加え、認知症や低栄養の予防、口腔ケアなどに取り組み、地域活動や趣味などを通じた社会参加を含むフレイル対策を実施します。
- 各市町の実情や多様な生活支援ニーズを踏まえながら、介護予防・日常生活支援総合事業による多様なサービスの充実を図ります。

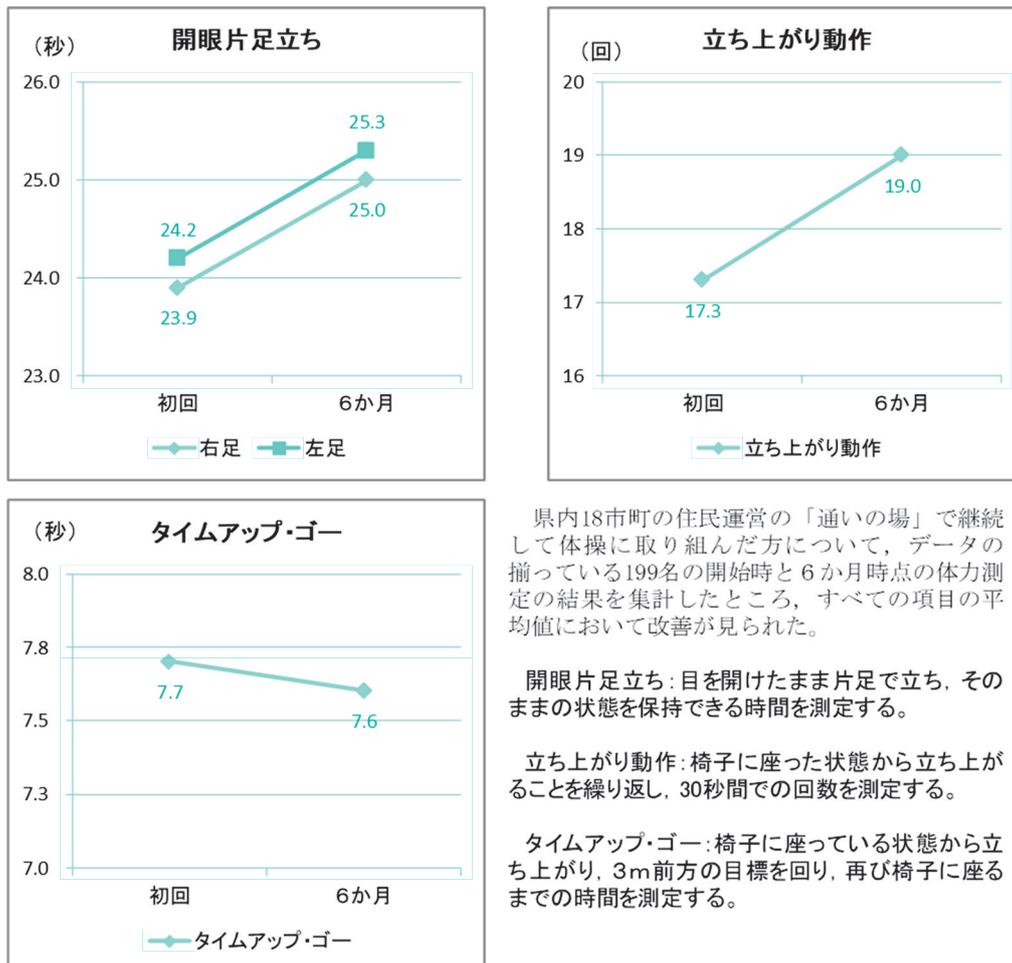
- 住民運営の「通いの場」で新型コロナウイルス感染症などに対する感染防止対策の周知徹底を図るとともに、高齢者が居宅においても健康を維持できる取組を支援していきます。
- 地域ケア会議を活用し、多職種と連携しながら、地域の課題解決や個人のQOLの向上によって自立を支援するとともに、好事例の共有等により、市町による効果的な介護予防の取組を広げていきます。

図 13 住民運営の「通いの場」のコンセプト



※出典：厚生労働省資料

図 14 「通いの場」の効果



※出典：県資料

〔達成目標〕

No	区分	年度 指標	R元(2019) 現状	R5(2023) 中期目標	R7(2025) 長期目標
6	O	要支援1, 2及び要介護1の認定率	9.8% (全国平均8.9%)	全国平均以下	全国平均以下
7	S	「通いの場」の設置数 (厚生労働省のコンセプトに基づくもの)	1,657か所	4,250か所	4,750か所
8	P	「通いの場」の参加者数	36,122人	85,000人	95,000人
9	P	高齢者人口に占める 「通いの場」の参加者の割合	4.4%	10.2%	11.4%

S：ストラクチャー指標，P：プロセス・アウトプット指標，O：アウトカム指標

〔出典〕

6：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(R2(2020)年5月)

7：県調べ(R2(2020)年3月)

8：県調べ(R2(2020)年3月)

9：県調べ(R2(2020)年3月)

(3) 地域リハビリテーションの推進

地域ケア会議や住民運営の「通いの場」等へのリハビリテーション専門職等の参加を促進し、高齢者の生活機能やQOLの向上を図っていきます。

現状

- 地域リハビリテーション推進事業で指定している県リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション広域支援センター、サポートセンターの体制を活かしながら、高齢者の介護予防と生活の質の向上及び障害のある人々の自立や社会参加を支援し、県内の地域包括ケア体制の推進に努めています。
- リハビリテーション専門職等が地域ケア会議や住民運営の「通いの場」等に参加する取組が県内で広がってきています。
- 地域におけるリハビリテーションの視点で介護予防・重度化防止を実践し、高齢者の生活を支援するリハビリテーション専門職等を養成するための研修を実施しています。

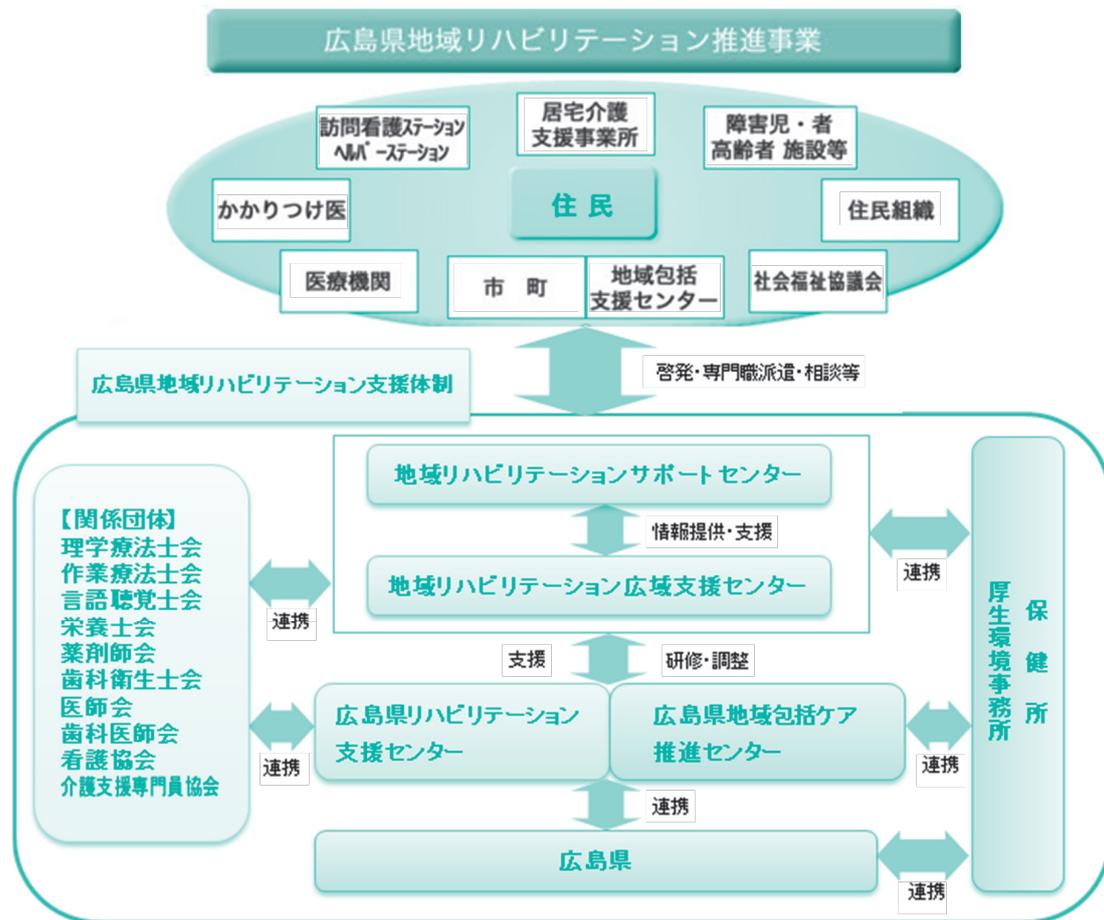
課題

- 市町等の自立支援や介護予防の取組が今後ますます進んでいくことにより、地域ケア会議や住民運営の「通いの場」等へのリハビリテーション専門職等の協力要請が増加することが見込まれます。
- リハビリテーション専門職等の派遣体制の充実を図るために、市町や地域包括支援センター等と地域リハビリテーション広域支援センターやサポートセンター等の連携が必要です。
- リハビリテーション専門職等の多くは、医療機関や介護保険施設等に所属しているため、地域におけるリハビリテーションの視点で高齢者の生活支援に関する指導ができる人材の育成が必要です。
- リハビリテーション専門職等が地域での活動に参加するためには、所属する医療機関や介護保険施設等の協力が必要です。

今後の取組

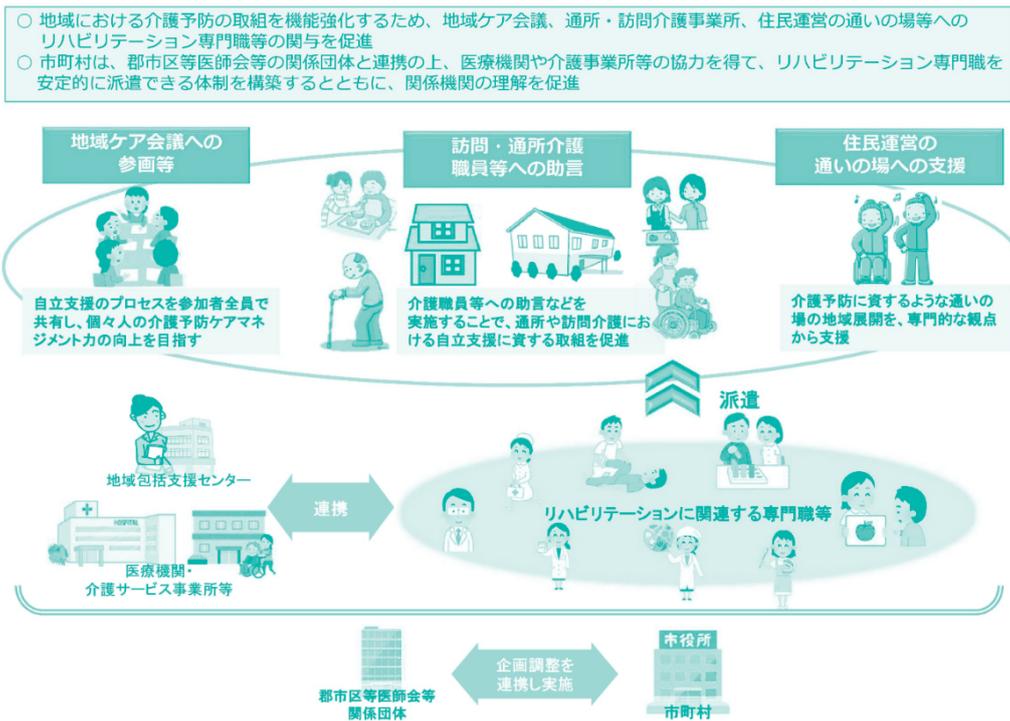
- 市町等からの地域ケア会議や住民運営の「通いの場」等へのリハビリテーション専門職等の協力要請に対応するため、地域リハビリテーション広域支援センターや職能団体等との連携を図るとともに、サポートセンターを増加させ、派遣体制の充実を図ります。
- 県ホームページなどの様々な広報媒体により、地域リハビリテーション支援体制に関する情報提供を充実させ、市町や地域包括支援センター等と地域リハビリテーション広域支援センターやサポートセンター等の連携を促進します。
- リハビリテーション専門職等が地域ケア会議や住民運営の「通いの場」等で、地域におけるリハビリテーションの視点で高齢者の生活支援に関する指導を行うための研修を継続するとともに、地域リハビリテーション広域支援センターや職能団体と連携し、地域での活動に参加するリハビリテーション専門職等の資質の向上を図ります。
- 地域ケア会議や住民運営の「通いの場」等へリハビリテーション専門職等が参加する取組をより一層拡大していくため、所属する医療機関や介護保険施設等の協力が得られるよう働きかけていきます。

図 15 地域リハビリテーションの体制



※出典：県資料

図 16 地域リハビリテーション活動支援事業の概要



※出典：厚生労働省資料

〔達成目標〕

No	区分	指標	年度	R元(2019) 現状	R5(2023) 中期目標	R7(2025) 長期目標
10	S	地域リハビリテーションサポートセンターの指定数		112 箇所	現状より増加	現状より増加

S：ストラクチャー指標、P：プロセス・アウトプット指標、O：アウトカム指標

〔出典〕

10：県調べ（R2（2020）年3月）

2

高齢者の「欲張りなライフスタイル」を応援する環境づくり

2-1 社会参画の促進

(1) 社会参画できる環境づくり

高齢者にとって、社会との関わりが多いほど要介護発生リスクが低く、また、社会と関わって自分らしく生活することが自己実現につながることを高齢者、家族、地域住民、専門職等に分かりやすく周知するとともに、高齢者が地域や社会の中で自分のできる範囲で自分らしく活動し、輝くことができるよう社会参画を促進していきます。

現状

- 高齢者にとって、「同居家族との支援のやりとり」、「友人や近隣との交流」も含め、社会関係との関わりがより多いほど、要介護発生リスクが低い状況にあります。
- 退職後の高齢者にとって、特徴的な変化をきっかけに、生きがいの探索として社会活動を行ってみるものの、満足感が得られず、むなしい体験が重なる場合があります。
- 自分の中に閉じこもるのではなく、満足いく活動に参加し、社会と積極的に関わって、自分らしく生活することが自己実現にもつながっています。
- 令和2（2020）年度県政世論調査では、65歳以上を対象とした「日ごろどのように過ごしているか」の質問に対し、「地域活動をしている人」の割合は15.2%（▲2.4ポイント）、「地域活動又は就労している人」の割合は29.8%（▲1.5ポイント）であり、平成29（2017）年度と比べると、ともに減少しており、「何もしていない人」は4.2ポイント増加しています。
- 県では、高齢になって年齢を重ねても、地域や社会の中で、自分のできる範囲で自分らしく活動し、輝いている方々をプラチナ世代と呼び、生涯現役で活躍できる環境づくりを推進しています。
- 県が福祉関係団体と構成する県プラチナ世代支援協議会では、プラチナ世代が退職後の活躍場所を見つけるためには、現役世代から地域の支え手となるという意識を持つことや、企業自らがキャリア再構築を後押しすることが必要と考え、企業等への働きかけを行っています。

課題

- 高齢者にとって、社会との関わりが多いほど要介護発生リスクが低く、また、社会と関わって自分らしく生活することが自己実現にもつながりますが、県民の理解が十分には進んでいません。
- 高齢者の意欲・体力等には個人差があり、地域資源の状況等も異なることから、無償・有償ボランティアや就労など多様な選択肢により社会参画を促進できるよう、市町や高齢者の就労を所管する関係機関との連携を強化し、社会参画の場の情報発信を行う必要があります。
- 「支え手」、「受け手」に固定して分かれるのではなく、自分の能力を活かしてできる範囲で支え、時に支えられるよう、高齢者が活躍できる環境づくりを一層進めていく必要があります。
- 令和2（2020）年度の県調査ではプラチナ世代の認知度は57%であり、引き続き、県民、企業、関係団体等に普及啓発をしていく必要があります。
- 地域住民を中心としたボランティア活動や住民組織の活動など「互助」の推進が求められていることから、プラチナ世代などが長年培った知識や技能を活かし、積極的に社会参画することが必要であることを社会全体に広く周知する必要があります。
- 地域や社会への参画を後押しするため、企業や団体等で働く現役世代を対象に出前講座を実施していますが、申込みが少ない状況です。

今後の取組

- 高齢者にとって、社会との関わりが多いほど要介護発生のリスクが低く、また、社会と関わって自分らしく生活することが自己実現にもつながることを、市町や関係機関と連携し、高齢者やその家族、地域住民、専門職等に対して分かりやすく周知していきます。
- 高齢者が満足感を得ることができる社会参画に取り組めるよう、市町や就業支援機関などの関係機関と連携し、より積極的に情報発信や社会活動の場の創出に取り組みます。
- 「支え手」、「受け手」に固定して分かれるのではなく、自分の能力を活かして、できる範囲で支援が必要な人を支え、時には支えられながら、高齢者がいつまでも輝き続けることができる、誰もが暮らしやすい環境づくりを推進します。
- 高齢者の社会参画の必要性や意義等とともに、プラチナ世代の認知度を更に高めていくために、県民、企業、関係団体等に対しウェブサイトによる情報発信を強化するとともに、多様な媒体を通じて普及啓発を行います。
- 社会活動や奉仕活動を行うロータリークラブなど多様な主体と連携して、社会参画の必要性や意義等について理解することを目的とした出前講座の増加を図ります。

〔達成目標〕

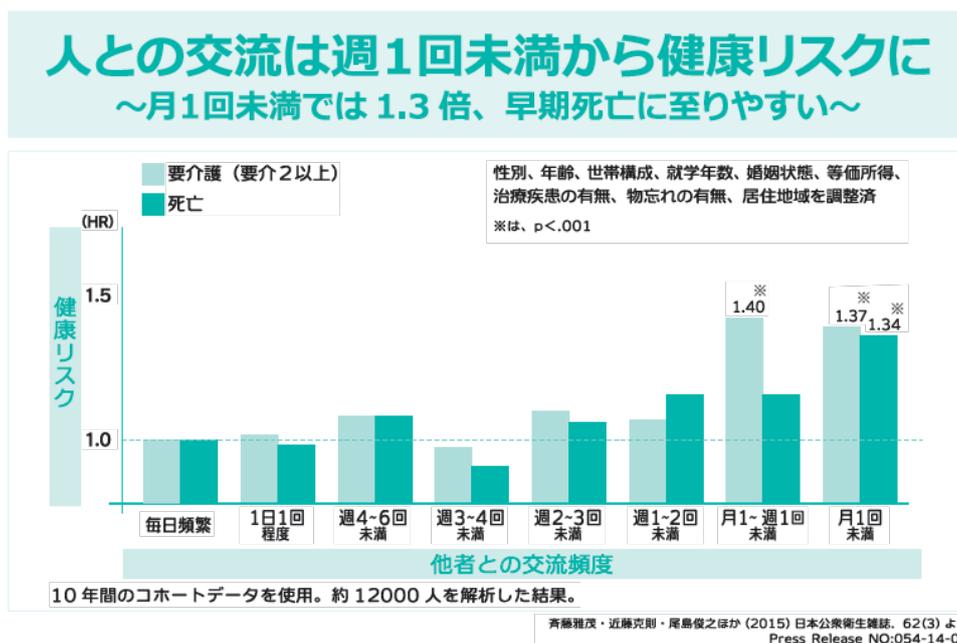
No	区分	年度		R元(2019) 現状	R5(2023) 中期目標	R7(2025) 長期目標
		指標				
11	P	65歳以上の社会活動参加率	地域活動のみ	15.2% (R2年度)	前回調査より向上	前回調査より向上
12	P		地域活動又は就労	29.8% (R2年度)	前回調査より向上	前回調査より向上

S：ストラクチャー指標、P：プロセス・アウトプット指標、O：アウトカム指標

〔出典〕

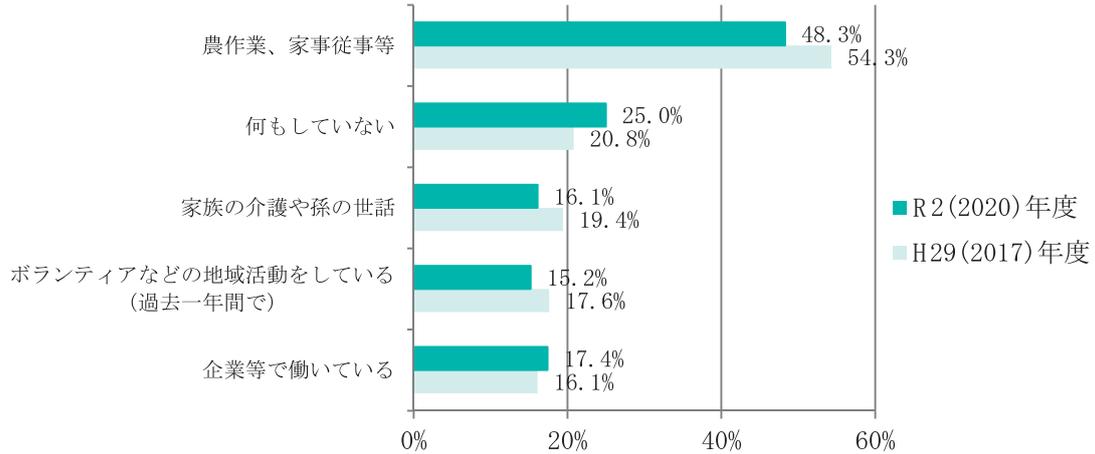
- 11：県政世論調査（R2（2020）年9月）
- 12：県政世論調査（R2（2020）年9月）

図17 人との交流は週1回未満から健康リスクに



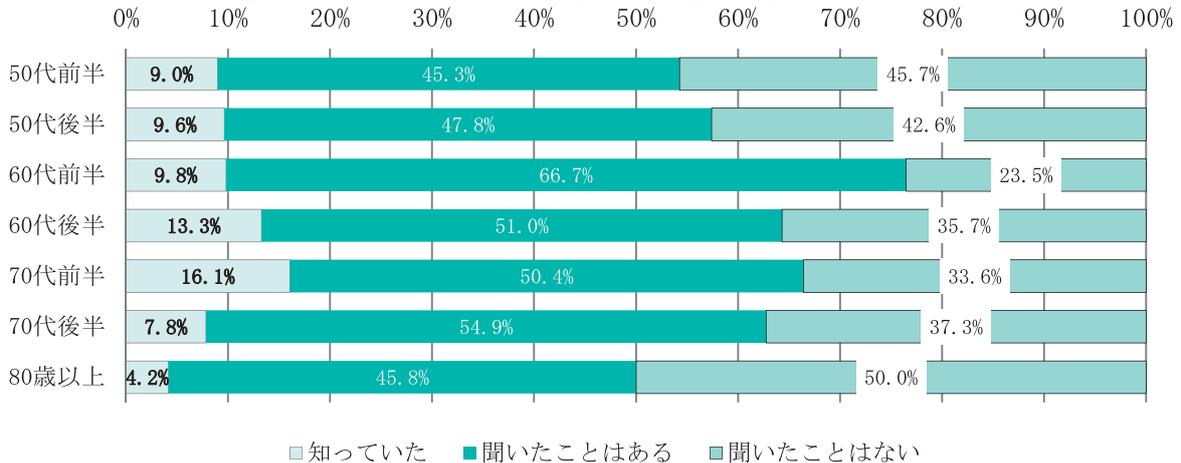
※出典：日本老年学的評価研究

図 18 日ごろどのように過ごしているか



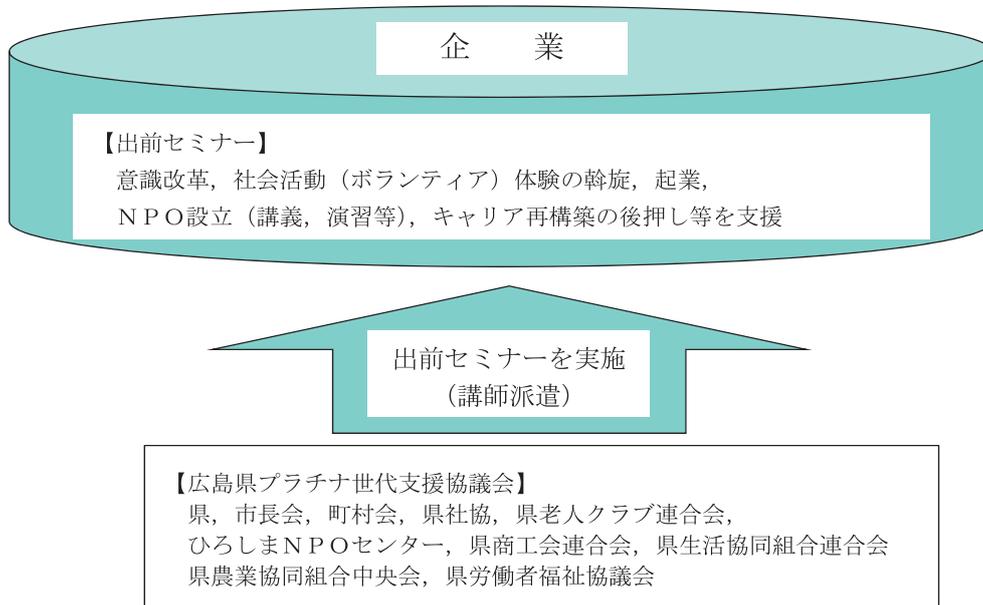
※出典：県政世論調査（R2（2020）年9月）

図 19 これまで「プラチナ世代」という言葉を知っていましたか



※出典：RCC クラブインターネット調査（R2（2020）年度）

図 20 企業等への出前講座の実施



(2) 社会参画できる仕組みづくり

社会参画を通じて生きがいを得ることは、自身の健康にもつながります。

高齢者がこれまで培った経験や技能を活かして、多様な形で活躍できる仕組みづくりを推進していきます。

ボランティアコーディネーターの育成・確保、新たな担い手の確保、活動者のネットワーク化を促進することによりボランティアセンターの体制強化を図ります。

大規模災害時においても迅速に活動が行えるよう、災害ボランティアネットワークの強化を図ります。

現状

- 令和2(2020)年度県政世論調査では、「あなたが地域・ボランティア活動に参加するとしたら、どのような条件があれば参加しやすいですか。」との質問に対し、「時間や期間にあまり拘束されない」という回答が50.7%と最も多く、次いで「金銭的な負担が少ない」(40.0%)、「一緒に活動する仲間がいる」(39.4%)となっています。
- 地域リーダーとして活躍する人材を育成し、活動につなげることを目的として設置したプラチナ大学では、地域における担い手不足の課題に対応し、地域活動の始め方や実践方法等のカリキュラムに基づき実施しています。
- 令和2(2020)年度から、地域支援事業(生活支援体制整備事業)に就労的活動の普及促進(就労的活動支援コーディネーター配置)が創設されました。

就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)

就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者をマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする。

- 県社協と市町社協は、ボランティア活動者の交流、大学との連携を通じ、ボランティアセンター機能を強化するとともに、新たな担い手の確保を図っています。
- 災害時に迅速な活動が行えるよう、県や県社協、共同募金会等関係機関による県被災者生活サポートボラネット推進会議において、各関係機関の役割や課題等について情報共有を行うなど、災害時における支援体制づくりを行っています。

課題

- 企業を退職した高齢者が地域社会の中で役割を持っていきいきと活躍できるよう、活動の場の普及啓発や創出を促進していく必要があります。
- プラチナ大学は、市町が必要とする人材を育成するため、「テーマ」と「カリキュラム」を設定して実施していますが、受講者は多くありません。
- プラチナ大学を修了した者が地域の中で活躍できるよう、市町と連携し、地域づくりや地域の支え合いの仕組みづくりに結びつけることが必要です。
- プラチナ大学の意義、内容、実施状況についての情報発信が十分ではないため、県民の認知度が高くありません。
- 令和2(2020)年度に、就労的活動支援コーディネーターを配置する市町はありません。
- 超高齢社会の到来や社会的孤立の深刻化などに伴う、地域福祉ニーズの多様化に対応するため、ボランティアコーディネーターを育成し、多様な担い手を確保する必要があり、ボランティアセンターの更なる体制強化を図る必要があります。
- 今後は、南海トラフ巨大地震などの大規模広域災害や新型コロナウイルス感染症などの感染症流行時における災害に対応できる支援体制を整備するとともに、災害ボランティアセンターを迅速に設置・運営できる体制を整備する必要があります。

今後の取組

- 県プラチナ世代支援協議会会員（正会員 10 団体，賛助会員 77 団体・個人）が独自に取り組んでいる社会参画事業と連携して，年齢や性別にとらわれずに社会参加できる多様な仕組みづくりを実施します。

正会員の主な社会参画事業

- 県生活協同組合連合会
ロング吹き戻しを活用した肺活量等のトレーニングの普及，健康チャレンジの実施等
- 県農業協同組合中央会
定年後就農への促進の取組，農業塾の実施，農業の匠の技研修会の実施等

- 市町と連携して，プラチナ大学を引き続き開講し，ボランティア活動，就労，グループ活動などの社会や地域に参画できる仕組みづくりを推進し，地域で活躍する人材・団体を育成します。
- プラチナ大学の実施方法を圏域ごとに実施し，広く地域の人材を育成します。
- 受講対象者の関心を引くテーマやカリキュラム設定を市町及び県社協と連携して工夫することによって，受講者を増加させます。
- プラチナ大学修了者に対して，講座に対する満足度や修了後にどのような地域活動に結びついているかなどについて調査し，県社協と連携してプラチナ大学の実施効果を検証します。また，先進地や県内他市町の情報提供等を行うなど，市町の地域づくりや地域支え合いの仕組みづくりに結びつくよう支援していきます。
- プラチナ大学の意義，内容，実施状況や修了者の活動状況などを県ホームページ等により，積極的に情報発信します。
- プラチナ大学と連携して，就労的活動の意義・必要性を市町等へ啓発するとともに，就労的活動支援コーディネーターの配置を市町へ働きかけます。
- ボランティアセンターのネットワーク化を図るため，ボランティアコーディネーターの育成研修の開催や，大学，地縁組織，NPO，地元企業，社会福祉法人などの多様な主体との連携による新たな担い手の確保を行っていきます。
- 大規模広域災害や感染症流行時における災害に対応するため，県被災者生活サポートボランティア推進会議を通じ，県内でボランティアを確保できるよう，災害ボランティアネットワークの強化を図るとともに，迅速に災害ボランティアセンターを設置・運営できるよう，市町社協の職員に対する研修を実施します。

〔達成目標〕

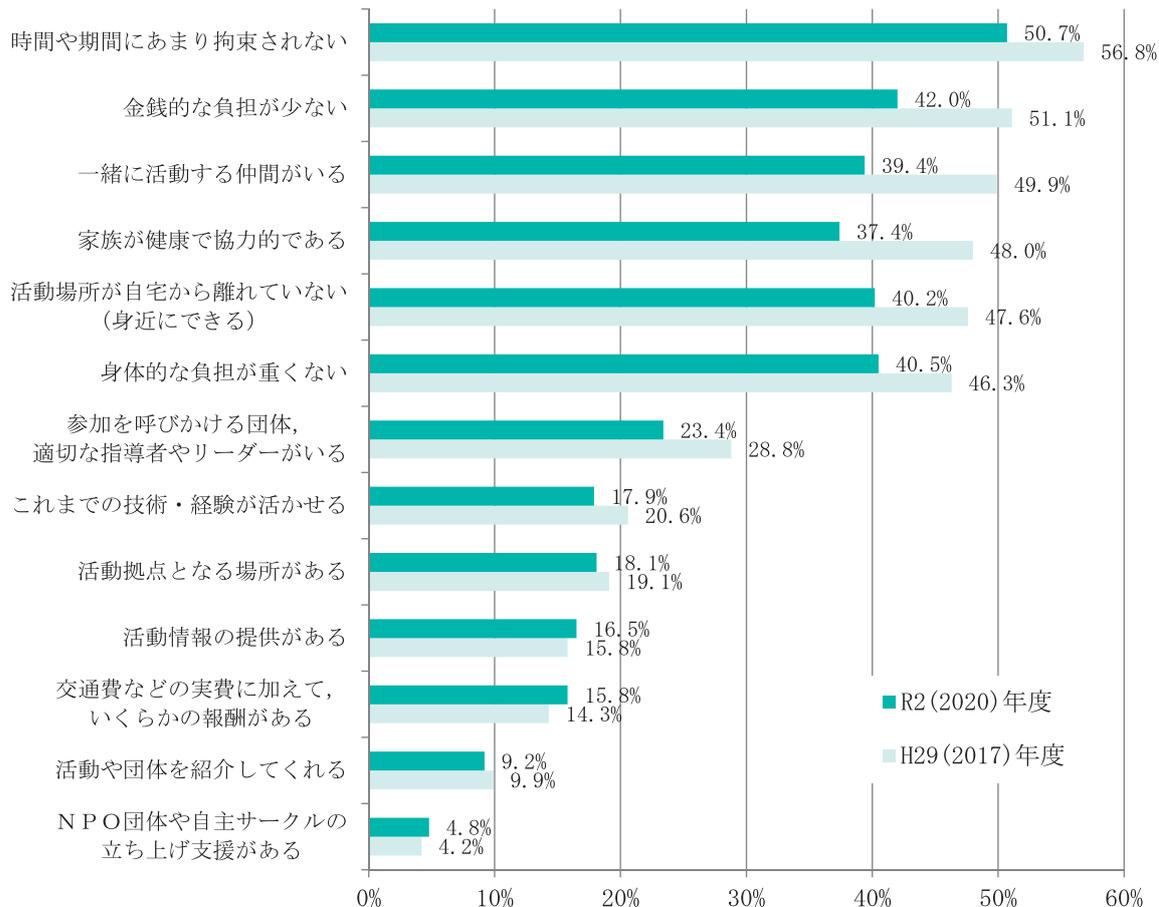
No	区分	年度 指標	R元(2019) 現状	R5(2023) 中期目標	R7(2025) 長期目標
13	S	プラチナ大学実施市町数（市町等が実施する類似事業を含む。）	16市町	18市町	20市町
14	S	就労的活動支援コーディネーターを配置する市町数	0市町 (R2年度)	6市町	12市町

S：ストラクチャー指標，P：プロセス・アウトプット指標，O：アウトカム指標

〔出典〕

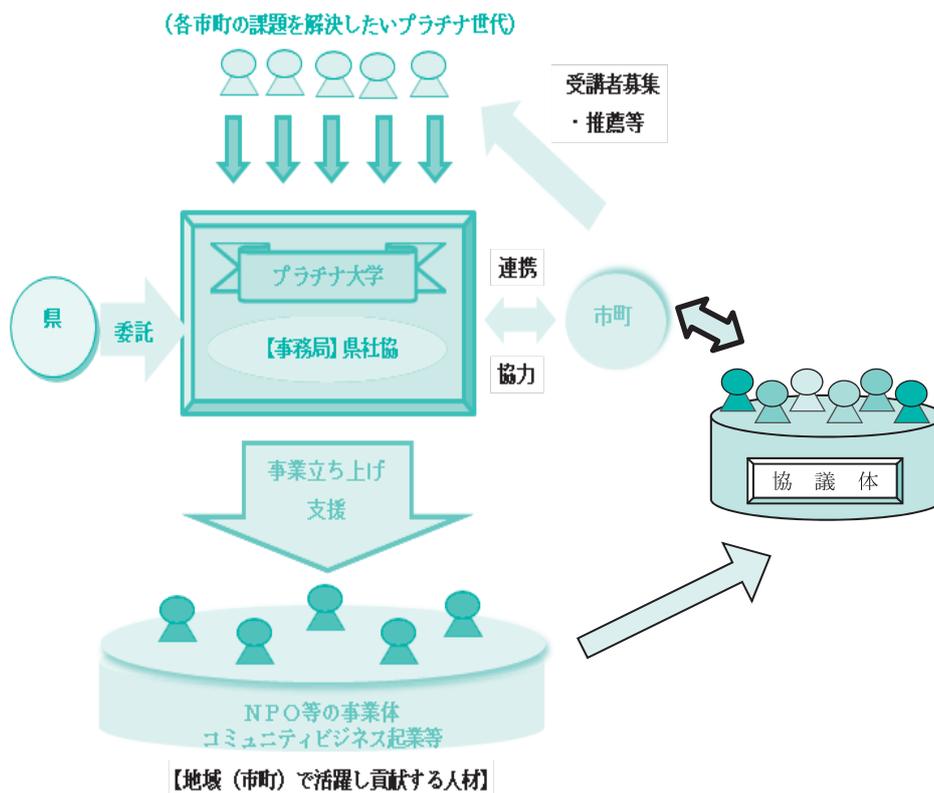
- 13：県調べ（R2（2020）年3月）
- 14：県調べ（R2（2020）年12月）

図 21 地域・ボランティア活動に参加するとしたら、どのような条件があれば参加しやすいか



※出典：県政世論調査 (R2 (2020) 年 9 月)

図 22 プラチナ大学の運営



2-2 就労機会の拡充

(1) 就労機会の確保

高齢者がその意欲と能力に応じて働き、活躍できるよう、高齢者雇用に対する企業の理解促進や、高齢者の多様なニーズにあった就業環境の整備促進に取り組むとともに、マッチング機会の提供など就労機会の確保を進めます。

現状

- 65歳以上の新規求職者数は、直近5年間で約38%、約3,700人増加しており、その就労ニーズが大きく増加している一方で、就職率は20%程度と他の年代に比べて10ポイント以上低い状況で推移しています。
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され（以下、「改正法」という。）、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、事業主に対して、70歳までの定年引上げ等の高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務が設けられました（令和3（2021）年4月1日施行）。
- 「ひろしましごと館」（広島市内）及び「ひろしましごと館福山サテライト」（福山市内）において、シニア・ミドル職業紹介コーナーの設置や、市町主催のイベント等の機会を利用した「一日しごと館」による出張相談などにより、高齢者のニーズやキャリアに応じた多様な働き方に関する相談を実施しています。
- 雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」などを活用し、高齢者のニーズに合った多様な就労ができる環境づくりを推進するための情報を提供しています。

「わーくわくネットひろしま」 URL：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/>

表3 「ひろしましごと館」の支援内容（R2（2020）年度）

施設名		対象	主な支援内容
ひろしましごと館	広島新卒応援ハローワーク【広島労働局】 ハローワーク広島学卒部門【広島労働局】	新卒者又は 既卒3年以内	職業相談・職業紹介・求人検索
	若年者就業相談コーナー	おおむね 44歳まで	キャリアコンサルティング、職業適性診断、セミナー・就職ガイダンス等のイベント開催
	シニア・ミドル職業紹介コーナー	おおむね 40歳から	シニア・ミドル世代への起業・創業、多様な働き方に関する相談、再就職に関する相談等
	U・Iターン職業紹介コーナー	全年齢	U・Iターン就職希望者と県内企業を対象とした職業紹介
	一日しごと館の開催	全年齢	来館が困難な求職者の利便性を図るため、関係市町と連携を図り、「一日しごと館」を開催し、就業相談を実施
福山サテライト	ひろしましごと館 シニア・ミドル職業紹介コーナー	おおむね 40歳から	シニア・ミドル世代への起業・創業、多様な働き方に関する相談、再就職に関する相談等

課題

- 企業において、65歳を上回る年代についての定年引上げや継続雇用制度の導入など就業環境の整備がまだ進んでいないことから、改正法に基づく高齢者就業確保措置について周知を図っていく必要があります。
- 勤務場所や時間など個々の状況に応じた働き方を重視する高齢者が多いことから、高齢者の就労ニーズに合った多様な就労形態の導入や、企業とのマッチング機会の拡大、高齢者が新たな職場に適応するための意識改革等に取り組む必要があります。

今後の取組

- 雇用労働情報サイトなどを活用して、改正法の周知など高齢者の就業環境整備の充実に向けた積極的な情報提供を行い、高齢者就業確保措置の導入促進を図ります。
- また、65歳以上の就業支援を重点的に実施しているハローワークの「生涯現役支援窓口」をはじめ、市町や県内の経済団体、企業等の関係機関とも引き続き連携を図りながら、高齢者が戦力として活躍している企業の優良事例の見える化などにより、企業に対して高齢者の積極的な雇用の働きかけを行うとともに、「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」において、高齢者のニーズやキャリアに応じたきめ細かな相談やマッチング機会の提供等に取り組めます。

〔達成目標〕

No	区分	年度 指標	R元(2019) 現状	R5(2023) 中期目標	R7(2025) 長期目標
15	P	ハローワークを通じた高齢者(65歳以上)の就職率と65歳以上を除く全世代の就職率の差	▲11.3ポイント	▲7.5ポイント	▲5.5ポイント

S：ストラクチャー指標、P：プロセス・アウトプット指標、O：アウトカム指標

〔出典〕

15：広島労働局の年齢別職業紹介状況報告を県雇用労働政策課が独自集計したもの

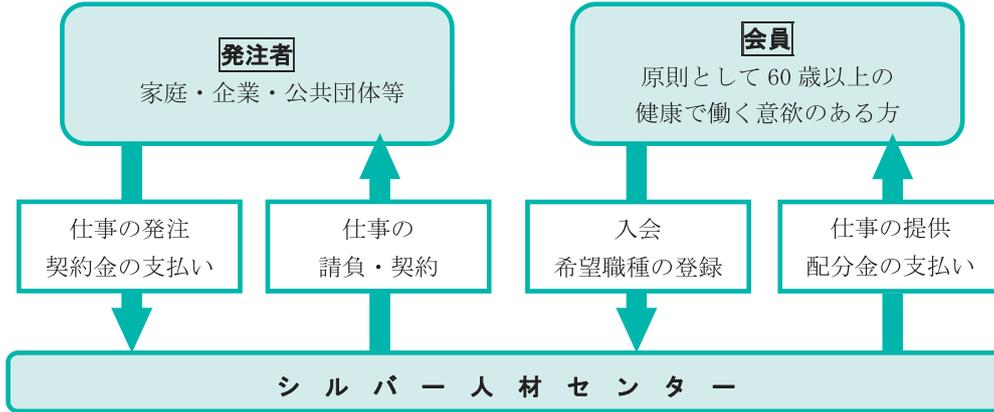
(2) シルバー人材センターへの支援

高齢者の就労機会を確保し、その能力を積極的に活用するため、シルバー人材センターの活動を支援していきます。

現状

- 定年退職者等の高齢者に就労機会を提供することを通じ、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上や活性化を担う団体として、現在、県内21か所のシルバー人材センターが活動しています。
- 高齢者の多様なニーズを踏まえた就労機会を確保するためには、シルバー人材センターの機能強化が重要として、平成28(2016)年3月に高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、シルバー人材センターの業務拡大に係る事項が盛り込まれました。
- 県においても、シルバー人材センターの活動が高齢者の個々の希望や能力・体力を活かした形態での就労機会の確保につながることから、支援を実施しています。

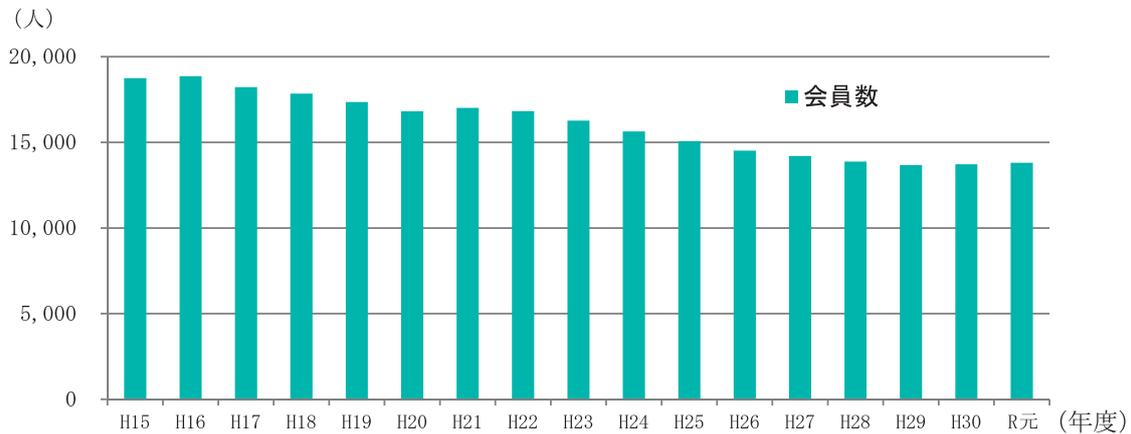
図 23 シルバー人材センターの仕組み



課題

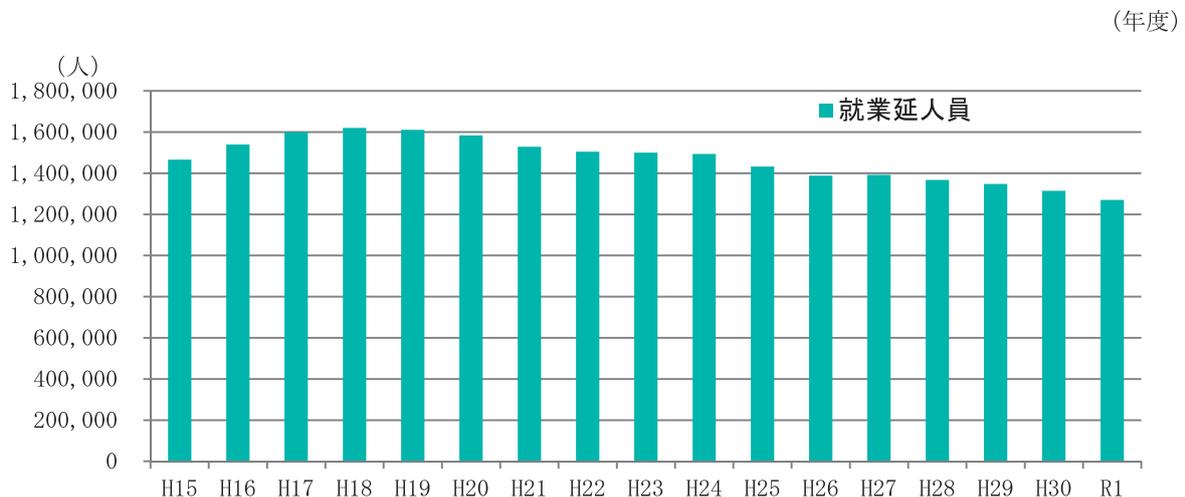
- 高齢者の希望に応じた就労の機会を提供するシルバー人材センターの役割がますます重要になってきますが、会員数は伸び悩み、就業延人員は減少傾向にあります。

図 24 シルバー人材センター会員数



※出典：県シルバー人材センター連合会

図 25 シルバー人材センター就業延人数



※出典：県シルバー人材センター連合会

今後の取組

- 県シルバー人材センター連合会が実施する県内各シルバー人材センター相互の健全な発展等を支援するため、運営費の補助を行うとともに、更なる会員増・受注件数増への対策に連携して取り組めます。

2-3 生きがい活動の促進

(1) 高齢者の生きがい・健康づくり

高齢者の生きがいと健康づくりを応援し、高齢者が積極的に社会活動に参加できる環境づくりを進めていきます。

現状

- 高齢者が生きがいを持ち、これまで培った知識・技能を活かして、地域活動などに積極的に取り組むことができる環境づくりを推進するため、市町や明るい長寿社会づくり推進機構等の関係機関と連携し、高齢者の生きがい・健康づくり応援事業を実施しています。

表4 高齢者の生きがい・健康づくり応援事業の内容

事業名	内容	R元(2019)年度実績
全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣	全国健康福祉祭(ねんりんピック)へ、各種予選会等で選考された選手を広島県選手団として派遣	・第32回全国健康福祉祭和歌山大会 11月9日～12日
シニア総合スポーツ大会	高齢者によるスポーツ大会の開催	・第30回広島県シニア総合スポーツ大会 5月25日、26日、6月1日、8日
シニア囲碁・将棋大会	高齢者による囲碁・将棋大会の開催	・第30回広島県シニア囲碁大会 東部地区 11月24日 西部地区 11月30日 ・第30回広島県シニア将棋大会 12月1日
シルバー作品展	高齢者の創作による日本画、洋画、彫刻、工芸及び写真の作品展示	・第28回広島県シルバー作品展 1月21日～26日

課題

- 高齢者の生きがい・健康づくり応援事業については、スポーツや文化活動を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを促進するために、より多くの高齢者が関心を持ち、県内全域から参加してもらう工夫が求められています。
- 高齢者の生きがい・健康づくり応援事業に係る県民の認知度の更なる向上に向け、広報していく必要があります。

今後の取組

- 市町や関係機関等と連携し、事業の趣旨、目的、内容などについて積極的に普及啓発を行うことで、多くの参加者を募ります。また、継続して事業を実施することで、高齢者が積極的に社会に参加できる環境づくりを進めていきます。
- 高齢者の生きがい・健康づくり応援事業については、市町及び関係機関との情報共有及び関係団体の参加と協力のもとに、高齢者が一層、参加しやすい事業とし、高齢者の社会活動の振興を図ります。

(2) 老人クラブの活性化

老人クラブ活動の充実や高齢者の社会参画を促進するため、老人クラブ活動を支援していきます。

老人クラブの活性化に向け、若年高齢者の加入促進や会長等の後継者の人材育成の取組を支援していきます。

現状

- 老人クラブ連合会は地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、同一地域に居住する60歳以上の人で組織され、会員の話し合いで運営されています。
- 少子高齢社会がますます進展する中、老人クラブが行っている健康づくり、シニアスポーツ、文化活動、レクリエーション、各種学習活動、友愛活動、ボランティア活動、伝承活動、環境美化などの活動は、介護予防や相互の生活支援、地域づくり等の観点から、今後、更に重要となってきます。
- 老人クラブは、「のぼそう！健康寿命 担おう！地域づくりを」をメインテーマに掲げ、健康寿命を延ばす健康づくり活動や支え合う友愛活動の充実、高齢消費者被害防止に向けた活動の実践などに取り組んでいます。
- 市町老人クラブ連合会は、単位老人クラブ活動の総合調整や、市町行政・関係団体との連携等の重要な役割を担っています。
- 県老人クラブ連合会は、健康づくりや介護予防、認知症予防等の充実やリーダーの育成等を進めるための組織体制の強化に取り組んでいます。また、老人クラブの活動を地域の実情や社会の要請等に応えた、地域貢献へと進めるための指導的な役割や関係者間の総合調整の役割も担っています。
- 県老人クラブ連合会が実施する高齢者相互支援推進・啓発事業や市町老人クラブ連合会が実施する友愛活動など、高齢者の社会参加を促進するための各種事業に助成しています。

課題

- 老人クラブ活動の活性化に向け、老人クラブと行政及び社協などの関係者間の連携を強化していく必要があります。
- 老人クラブは高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりなどに重要な役割を果たしていますが、定年制の延長などにより、近年はクラブ数と会員数は減少傾向であり、会員の高齢化も進んでいることから若年高齢者の加入促進や後継者の人材育成が必要です。

今後の取組

- 老人クラブ活動の充実や高齢者の社会参画を促進するため、県老人クラブ連合会や市町老人クラブ連合会が行う活動に対して支援します。
- 老人クラブが実施している様々な活動は、介護予防や相互の生活支援、地域づくり等の観点から重要であるため、市町、社協等と連携し、更に活動が活発化されるよう支援していきます。
- 県老人クラブ連合会、県社協等との意見交換などを通じて、若年高齢者の加入促進や会長等の後継者の人材育成の取組を支援します。
- 老人クラブ連合会が行う地域の支え合い活動、健康づくりなどの様々な活動について、高齢者等に対して情報発信し、老人クラブに対する理解促進を図るとともに、若年高齢者の加入を促進していきます。

- 老人クラブ活動の意義や魅力を高めるとともに、その組織や機能が十分に発揮できるよう、単位老人クラブや市町老人クラブ連合会に対する支援や市町行政に対する積極的な助言を行っていきます。

表5 老人クラブの状況

年 度	老人クラブ数	老人クラブ会員数
H29 (2017)	2,464 か所	135,073 人
H30 (2018)	2,377 か所	128,226 人
R 元 (2019)	2,302 か所	121,972 人

※出典：県資料

(3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことができる環境の充実を図ります。

日常生活の中で自然にスポーツに親しむことによって、「楽しさ」や「喜び」といったスポーツの価値を享受するとともに、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる健康長寿社会の実現を目指します。

現 状

- 学校や公民館、図書館、博物館等の社会教育施設をはじめとする「学びの場」を拠点として、学習環境の充実が図られています。
- 平成 28 (2016) の広島県の健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)は、男性 71.97 年(全国 27 位)、女性 73.62 年(同 46 位)と全国順位では下位となっています。
- 令和元 (2019) 年度の「広島県民のスポーツの実施状況等に関する調査」では、65 歳以上の人で、週 1 日以上運動・スポーツをする人の割合は 57.6%でおおむね 2 人に 1 人となり、運動やスポーツに最も取り組んでいる世代といえます。一方、この 1 年間に運動・スポーツはしなかった人の割合は 21.2%であり、その理由として「年をとったから」が高い割合を占めています。

課 題

- 生涯学習を推進するための情報提供や学習機会の提供を更に充実する必要があります。
- 健康寿命と相関関係のある要支援、要介護 1 の本県における割合は全国平均よりも高いため、運動機能の維持向上をはじめとする介護予防の推進が必要です。
- 高齢期は、介護予防等に向けて健康・体力の保持が特に必要とされているため、日常生活の中に自分に合った運動やスポーツに親しむ機会を創出し、心身ともに充実し活力ある生活が送れるようにすることが必要です。

今 後 の 取 組

- それぞれの「学びの場」が実施する地域の課題解決などの取組を支援することを通じて、学習機会の充実を図っていきます。
- 各競技団体の活動やスポーツに関する地域の取組、スポーツ関連施設等の情報発信を行い、スポーツへの関心を高めるとともに、スポーツ施設の利便性の向上に努めます。
- 住民が主体となって介護予防に取り組む「通いの場」などの高齢者の身近なコミュニティにおいてスポーツの効能の普及啓発や機会の確保に取り組めます。

- 「広島県シニア総合スポーツ大会」のほか、高齢者でも無理なく実施できるウォーキングや体操などの日常的な運動を一層普及し、運動習慣の定着を図ります。
- 専門職や地域・企業と連携してロコモティブシンドローム（運動器症候群）に係る普及啓発や、転倒予防の実践支援に取り組みます。
- 運動器の障害のために自立度が低下し、介護の危険性の高い状態であるロコモティブシンドロームの認知度を高めるとともに、住民運営の「通いの場」などにおける筋力維持向上のための体操や体力測定等を通じた転倒予防の実践支援などに取り組みます。
- 年齢や性別、障害の有無等を問わず誰もが参画できるパラスポーツの認知を高め、スポーツに触れる場や機会を地域に広く展開し、全国的に下位となっている高齢者の健康寿命の延伸につなげます。

〔達成目標〕

No	区分	年度 指 標	R元（2019） 現状	R5（2023） 中期目標	R7（2025） 長期目標
16	P	高齢期における週1日以上の実施率	2人に1人の割合（57.6%）	—	3人に2人の割合（65.0%）

S：ストラクチャー指標，P：プロセス・アウトプット指標，O：アウトカム指標

〔出典〕

16：広島県民のスポーツの実施状況等に関する調査（R元（2019）年度）

3 高齢者にやさしい環境づくり

(1) ユニバーサルデザイン

高齢者をはじめ、誰もが自由にまち歩きを楽しむことができ、全ての人が暮らしやすいよう、ユニバーサルデザインを取り入れた都市環境や交通環境などの整備を推進します。

公共交通機関等のバリアフリー化により、高齢者が安全・快適に公共交通機関等を利用しています。

高齢者を含めた全ての人が安全かつ容易に利用できる建築物等の整備を促進します。

現状

- 「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」に基づき、普及啓発を行っています。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）に基づき、公共交通機関の旅客施設や車両等のバリアフリー化を促進しており、低床路面電車やノンステップバス等の車両の導入がおおむね計画どおり進んでいます。
- 建築物については、バリアフリー法や広島県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主や設計者等に対する指導・助言によりバリアフリー化を促進しています。

課題

- 日常生活において、全ての人がお互いに理解、尊重し合う意識を持ち、それぞれの活動を通じて、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組む必要があります。
- 鉄道駅のバリアフリー化については、国庫補助制度を活用し、利用者の多い駅から、市町とJRが連携して整備を進めていますが、利用者が一定以上の鉄道駅や市町の中心的な鉄道駅においてもバリアフリー化が未整備の駅があります。
- 市町がバリアフリー法第25条に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成、変更するに当たっては、関連する計画や条例を踏まえたものとする必要があります。
- バリアフリー法により一定の用途・規模の建築物はバリアフリー化が義務付けられていますが、用途や規模によってはバリアフリー化が十分でないものがあります。

今後の取組

- 行政だけでなく、より多くの事業者、県民一人一人が、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、それぞれの活動を通じて、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組むよう、引き続き、ユニバーサルデザインの普及啓発を推進します。
- 低床路面電車やノンステップバス等の導入については、今後も計画どおりに導入が進むよう、事業者へ助言します。また、鉄道駅のバリアフリー化について、市町とJRが連携して行う先導的な整備に対し、県の補助制度を通じた支援や助言をします。
- 市町が基本構想を作成するに当たっては、総合的かつ計画的なバリアフリー化が推進されるよう、関連する上位計画を踏まえ、引き続き、必要に応じて助言します。
- バリアフリー化の対応が十分でない建築物について、引き続き、市町とも連携を図り、建築主や設計者等に対して、適切な情報提供や指導、助言を行います。

〔達成目標〕

No	区分	年度 指標	R元(2019) 現状	R5(2023) 中期目標	R7(2025) 長期目標
17	S	旅客施設のバリアフリー化率	80.0%	100%	100%
18	S	うち鉄軌道のバリアフリー化率	78.9%	100%	100%
19	S	低床バスの導入割合	80.9%	88%	90%

S：ストラクチャー指標，P：プロセス・アウトプット指標，O：アウトカム指標

〔出典〕

17：県地域力創造課調べ

18：県地域力創造課調べ

19：県地域力創造課調べ

(2) 交通安全対策の推進

高齢者の交通事故が減少し、安心して生活できる環境整備を進めていきます。

現状

- 全交通事故件数に占める高齢者が関わる交通事故の割合は増加傾向にあり、令和元(2019)年の県内の全交通事故死者数に占める高齢者の割合は6割を超えています。また、歩行中又は自転車乗用中の死者数は全高齢死者の67.4%を占め、そのうち、運転免許を持たない高齢者が80.6%を占めています。
- 平成22(2010)年から令和元(2019)年の10年間で、運転免許保有者に占める高齢者の割合は約1.5倍になり、全事故のうち高齢運転者が原因となった交通事故は、14.9%から22.2%に増加しています。

課題

- 高齢者の交通安全を確保するためには、高齢者自身が安全な交通行動を実践するとともに、地域の交通安全に貢献するよう、地域に根ざした住民参加の交通安全教育を広く推進することが重要です。
- 高齢者以外の人にも、高齢者の特性を知り、高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識の向上を図る必要があります。
- 歩行者の安全確保のために、「人」の視点に立った交通規制や交通安全施設等の整備等を推進し、安全かつ円滑な道路交通環境を整備する必要があります。
- 高齢運転者による交通事故を防止するため、高齢者自身が加齢に伴う身体機能の変化を認識し、安全運転への認識を深める施策や、高齢者の交通事故防止に有効な衝突被害軽減ブレーキ等の機能を搭載した安全運転サポート車の普及促進が必要です。
- 運転免許証の自主返納制度を広報する一方で、自家用車に代わる交通手段が乏しい地域では、通院や買い物など日常生活を送る上でのサポート体制の構築が必要です。

今後の取組

- 第11次広島県交通安全計画に基づき、高齢者の交通事故防止対策に取り組みます。
- 高齢者の交通事故を防止するため、市町と情報を共有し、認知症やその疑いのある高齢者の早期発見・早期治療、個別支援等を行う体制づくりを目指します。
- 加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解の上、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努めます。

- 平素から高齢者と接する機会が多い民生委員等の福祉関係者をはじめ、地域の関係機関・団体等と連携した効果的な広報啓発活動を実施するなど、日常的に交通安全に関する情報や知識の習得が行われるよう地域ぐるみの支援体制の構築を図ります。
- 関係機関・団体、自動車教習所等と連携し、高齢者の安全運転講習会の開催や、反射材用品・LEDライト等及び高齢者マークの普及促進等、安全運転の確保や交通安全思想の普及徹底を図ります。
- 高齢者をはじめ誰もが安全で安心して通行できるよう、生活道路における交通規制（ゾーン30）、交通安全施設等の計画的整備や道路管理者との連携等によって、安全で円滑な道路交通環境の整備に取り組みます。
- 運転免許更新時の高齢者講習の充実や認知機能検査の適正な運用に努めるほか、運転免許センターへの医療系専門職員の配置による安全運転相談の充実を図ります。また、操作ミス等による交通事故を防止するため、関係機関・団体と連携して、衝突被害軽減ブレーキ等の機能を搭載した安全運転サポート車の普及啓発に努めます。
- 運転免許証を自主返納した後も、通院や買い物など日常生活を送る上で必要な移動ができるよう、コミュニティバスやデマンドタクシーなどを運行する市町を支援し、生活交通の確保を図ります。

図 26 交通事故死者数に占める高齢者死者構成率の推移



※出典：県警察本部調べ

表6 運転免許保有者数及び高齢運転者事故の推移

年	区分	運転免許保有者数		全交通事故件数			
		うち高齢者	構成率	うち高齢運転者	構成率		
H22 (2010)		1,848,018	310,355	16.8%	16,546	2,473	14.9%
H23 (2011)		1,852,020	322,068	17.4%	15,697	2,447	15.6%
H24 (2012)		1,856,575	347,973	18.7%	14,849	2,465	16.6%
H25 (2013)		1,864,111	375,343	20.1%	14,370	2,449	17.0%
H26 (2014)		1,867,953	401,515	21.5%	12,479	2,323	18.6%
H27 (2015)		1,868,222	418,686	22.4%	11,152	2,295	20.6%
H28 (2016)		1,868,235	432,941	23.2%	9,763	1,982	20.3%
H29 (2017)		1,867,611	443,868	23.8%	8,884	1,838	20.7%
H30 (2018)		1,866,754	454,378	24.3%	7,582	1,750	23.1%
R元 (2019)		1,859,517	458,151	24.6%	6,257	1,389	22.2%

※出典：県警察本部調べ

※「高齢運転者事故」は、高齢者が原付以上の車両を運転中に第1当事者となった事故件数をいう。

〔達成目標〕

No	区分	年度	R元 (2019) 現状	R5 (2023) 中期目標	R7 (2025) 長期目標
20	O	高齢者の交通事故死者数	46人 (R元年)	第11次広島県交通安全計画(R3年6月策定予定) において目標値を設定	

S：ストラクチャー指標，P：プロセス・アウトプット指標，O：アウトカム指標

〔出典〕

20：県警察本部調べ

(3) 防犯対策の推進

高齢者を狙った犯罪の被害防止対策等，安全・安心なまちづくりを推進していきます。

現状

- 令和元(2019)年の県内における刑法犯認知件数は14,160件，そのうち高齢者の被害は1,382件で，平成14(2002)年4,875件のピーク時から71.7%減少しています。
- 令和元(2019)年の県内の特殊詐欺の認知件数は175件，被害総額は約3億2,180万円で，認知件数の66.3%，被害額の77.3%は高齢者の被害です。
- 高齢者が犯罪被害に遭わないための情報発信，防犯教室の開催及び高齢者防犯モデル地区の指定などにより，関係機関や団体等と協力して高齢者の保護を図っています。

課題

- 今後，更に高齢化が進み，高齢者単独世帯や高齢夫婦世帯等が増加することが見込まれる中，新型コロナウイルス感染症による外出自粛などの要因も加わり，一層，社会とのつながりが希薄になった高齢者を犯罪被害から守るため，地域全体で見守ることが急務となっています。
- 悪質・巧妙化する犯罪から，高齢者自らが危険を察知して回避できる防犯意識の醸成のほか，犯罪被害や交通事故のみならず，生命・身体への危険性が高い認知症ひとり歩き対策が急務となっています。

今後の取組

- 「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクション・プラン（令和3（2021）年～7（2025）年）に基づき、「安全安心なまちづくり」と「安全安心をもたらす警察活動」を両輪として、高齢者の安全確保に向けた総合的かつ計画的な取組を推進します。
- 身近な交番や駐在所の警察官が、巡回連絡などの地域警察活動を通じ、直接、高齢者に対して犯罪情報を提供するとともに、被害に遭わないための助言をします。
- 高齢者を対象とした防犯教室の開催や、市町、高齢者団体、医療機関等によって構成される既存の安全情報提供ネットワークを活用した犯罪情報・防犯対策情報を提供するほか、ネットワークの拡大を図るなど、関係機関・団体等と協力して高齢者を保護する体制づくりを推進します。
- 特に高齢者が狙われる特殊詐欺を抑止するため、金融機関、コンビニエンスストア等と協働・連携した水際対策の更なる推進や、関係機関・団体等と協働・連携した広報啓発活動を強化します。
- 高齢者防犯モデル地区を各警察署に1地区設定し、地域住民自らが主体的に犯罪被害防止措置を講じることで、一人一人の高齢者に防犯意識を浸透させ、地域ぐるみで犯罪被害防止活動の推進を図ります。
- 市町との間で、支援を要する認知症高齢者等の情報共有や支援を効果的に行うための体制を整備し、認知症高齢者等とその家族に優しい地域づくりを進めます。

〔達成目標〕

No	区分	年度 指標	R元（2019） 現状	R5（2023） 中期目標	R7（2025） 長期目標
21	P	高齢者防犯モデル地区（26地区） の防犯教室の実施回数	合計91回	各地区 年1回以上	各地区 年1回以上

S：ストラクチャー指標，P：プロセス・アウトプット指標，O：アウトカム指標

〔出典〕

21：県警察本部調べ

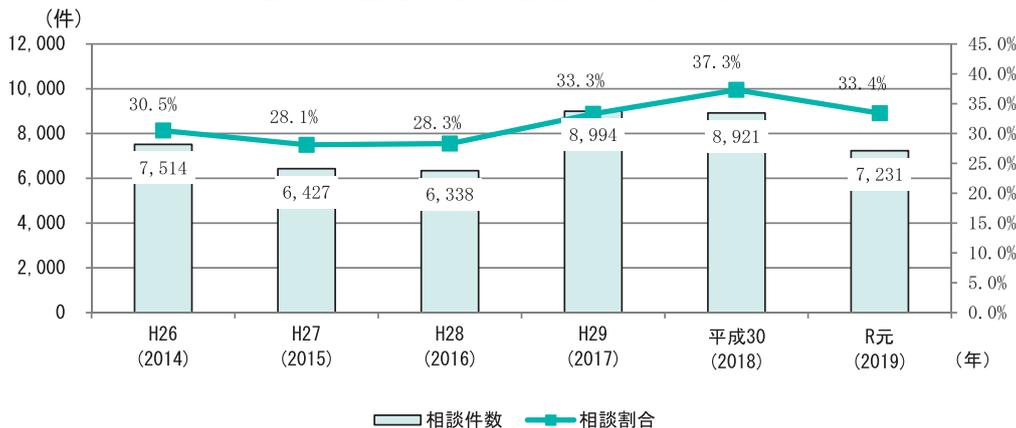
(4) 消費者被害対策の推進

県内全ての市町において、高齢者に対する消費者被害防止のための支援体制を充実強化していきます。

現状

- 県内の消費生活相談窓口では、高齢者の消費者被害に関する相談が3割を超えています。
- 商品・サービス別の相談状況を見ると、令和元（2019）年度では、「不当請求・架空請求」、「情報提供サービス」に関する相談が多くなっています。また、販売等方法別の相談状況を見ると、「不当請求・架空請求」、「訪問販売」、「電話勧誘販売」の占める割合が他の年代と比べて高く、在宅時間の長い高齢者をターゲットとしたものが多いと考えられます。

図 27 高齢者の消費生活相談の状況（広島県）



※出典：相談割合は、県及び市町で受けた相談件数のうち、PIO-NET（全国消費生活相談情報ネットワーク・システム）に登録された相談を対象に、契約当事者が65歳以上の相談件数を全相談件数で除した割合。

課題

- 高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止・救済を図るため、高齢者自身に対する働きかけと、高齢者の見守りを充実強化する必要があります。

今後の取組

- 高齢者が自ら消費者被害を回避又は対処できるよう、講習会等を通じて自立を促進するとともに、高齢者に関する消費者被害状況等を把握し、福祉関係団体や警察等を通じて、効果的に情報提供します。
- 高齢者等が悪質な電話勧誘による消費者被害に遭わないよう、在宅中でも固定電話を留守番電話に設定するなど機器等を活用した取組の呼びかけを行います。
- 高齢単身者等の家族に対し、消費トラブルの兆候を早期発見し被害の未然防止と救済が行われるよう情報提供します。
- 消費者被害をもたらす悪質な行為を行う事業者に対する指導の強化を図り、迅速に情報収集・提供し、消費者被害の未然防止・拡大防止につなげます。また、複数県において広域的に違法行為を行っている事業者に対しては、国や近隣県と連携して、効果的な指導や行政処分を行います。

〔達成目標〕

No	区分	年度 指標	R元 (2019) 現状	R5 (2023) 中期目標	R7 (2025) 長期目標
22	P	消費者被害後に何もなかった割合 (60歳以上)	15% (H30年度調査)	13%	12%

S：ストラクチャー指標，P：プロセス・アウトプット指標，O：アウトカム指標

〔出典〕

22：県調べ（H 31（2019）年3月）

